

令和7年度

南部水道企業団水道事業会計予算書

南部水道企業団

議案第7号

令和7年度南部水道企業団水道事業会計予算

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、議会の
議決を求めます。

令和7年3月19日



原案可決

令和7年度南部水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	30,501 戸
(2) 給水人口	75,325 人
(3) 年間総配水量	7,888,015 m ³
(4) 一日平均配水量	21,611 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
ア 国庫補助事業(沖縄簡易水道等施設整備費)	282,000 千円
イ 送配水施設整備事業	350,065 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,786,968 千円
第1項 営業収益	1,638,274 千円
第2項 営業外収益	111,943 千円
第3項 特別利益	36,751 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,847,297 千円
第1項 営業費用	1,804,154 千円
第2項 営業外費用	38,141 千円
第3項 特別損失	2 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額678,617千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,485千円、減債積立金79,363千円及び過年度分損益勘定留保資金596,769千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	162,121 千円
第1項 企業債	1 千円
第2項 補助金	141,000 千円
第3項 その他資本収入	21,119 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	840,738 千円
第1項 建設改良費	761,374 千円
第2項 企業債償還金	79,363 千円
第3項 その他資本的支出	1 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 188,361 千円
(2) 交際費 300 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、22,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種 目	名 称	数 量
取得する資産	建物付属設備	空調設備
	機械及び装置	計装設備

令和7年3月19日 提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光
